お客様各位

（引受保険会社）レスキュー損害保険株式会社

ご請求に関する注意事項

このたびは、お客様の大切な携帯端末が故障したことに対し、心よりお見舞い申し上げます。
下記の手順に沿って保険金請求手続きをお願い申し上げます。

記

１．修理を依頼する前に、ご請求に関する注意事項（当書類です）をすべてお読みください。

２．修理店へ携帯端末を持ち込み、修理可能な場合は修理を行ってください。
（指定業者制度はありませんので、ご自身で修理店を選定してください。）

３．保険金請求の際には、修理領収書、修理見積書、修理完了報告書など修理内容および修理費用を証明できるもの、または修理不能であることを証明できる書類が必要ですので、必ず修理店へ上記書類作成を依頼してください。
（修理対象端末のIMEI番号またはシリアル番号の記載をお願いいたします。）

４．修理不能な場合は、別途携帯端末を購入してください。必ず領収証をお受け取りください。

５．保険金請求書、保険金請求チェックシートと上記３の書類を以下へ郵送してください。

〒108-0073
東京都港区三田三丁目5番19号
住友不動産東京三田ガーデンタワー29階
レスキュー損害保険株式会社
事故受付センター　行

６．弊社からのご連絡は登録メールアドレスに送ります。以下のドメインを受信できるように設定をお願いいたします。
【@rescue-sonpo.jp】

７．書類に不備が無い場合は、書類到着後３０日以内にお客様指定の口座に振り込みます。

※保険金請求にあたりご不明点等ございましたら以下へご連絡ください。
保険サポートセンター
mobile@rescue-sonpo.jp

修理可能不能判断および必要書類チェックシート

以下ご確認いただき該当する書類と項目をご一読ください。

修理可能不能判断について		
修理業者で	被保険者の対応	申請
修理はできるが、新しい機種を購入した方が安価だと言われた	修理を依頼	＜修理可能であった場合＞参照
修理はできないが同等品への有償交換ができると言われた	同等品へ交換を行う	
内部基盤修復不能で 修理ができないと言われた	①修理ができない証明書をもらう ②新しい機種を購入する	＜修理不能であった場合＞参照
修復可能だが部品がないので修理ができないと言われた	新しい携帯端末を購入	申請不可
修理可能だが、新しい機種を購入した方が安価だと言われた	新しい携帯端末を購入	申請不可

お客様添付書類チェック欄	**〈　修理可能であった場合　〉** □修理領収書、修理見積書、修理完了報告書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等対象端末を修理した内容と事実を証明できるもの □上記の書類に修理端末のIMEIの記載がある →ない場合は記載のある書類をお取り寄せください。 ※店舗スタッフによる手書きによる追記の場合は捺印または署名をお願いします。 □有償交換した際の領収書、対象端末に代わる同等品へ有償交換したことが証明できるもの □その他当社が求めた書類、写真の提出に協力します。
	〈　修理不能であった場合　〉 □修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理不能であることを証明できるもの □上記の書類に修理端末のIMEIの記載がある →ない場合は記載のある書類をお取り寄せください。 ※店舗スタッフによる手書きによる追記の場合は捺印または署名をお願いします。 □機種変更・新規購入した際の領収書、対象端末に代わる端末を機種変更・新規購入したことが証明できるもの □その他当社が求めた書類、写真の提出に協力します。

保険金請求チェックシート

１番から８番または９番までに「いいえ」が無い場合は、ご請求可能です

チェック項目	回答	備考
１．保険金請求が2回目の場合、1回目の携帯端末と同じ端末ですか？ ※1回目の請求の場合は「はい」にチェックしてください。	□はい □いいえ⇒補償対象外です。	１回目の請求で修理した通信端末が登録されます。２回目請求以降は登録された通信端末以外の請求は対象外です。
２．携帯端末は自分が所有または使用していますか？	□はい □いいえ⇒補償対象外です。	自分が所有も使用もしていない携帯端末は、補償対象外です。
３．携帯端末本体の故障または外装破損ですか？	□はい □いいえ⇒補償対象外です。	携帯端末の盗難・紛失・電池交換は対象外です。 携帯端末に挿入するSIMカード、メモリーカード、電池パック等および充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品の修理は対象外です。
４．保険の補償期間内に発生した不具合ですか？	□はい □いいえ⇒補償対象外です。	保険の補償開始前の不具合や、補償終了後の不具合は対象外です。
５．携帯端末の破損で本体機能に支障がありますか？	□はい □いいえ⇒補償対象外です。	「保険金をお支払いしない場合」（当チェックシートの6ページに記載）のすり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等（※）、携帯端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷になるため対象外です。
６．「保険金をお支払いしない場合」（当書類の5～6ページに記載）の全てに該当しません。	□はい、該当しません。 □いいえ、１つ以上に該当します。⇒補償対象外です。	故障または外装破損であっても、１つ以上に該当していれば補償対象外です。

保険金請求チェックシート

チェック項目	回答	備考
7．携帯端末が修理可能か不可能かを判別するため、製造業者、販売業者または修理業者による携帯端末の状態チェックを受けましたか？（指定業者制度はありませんので、ご自身で修理店を選定してください。）	□はい □いいえ⇒保険金をお支払いできません。	保険金請求の際には、修理領収書、修理見積書、修理完了報告書など、修理内容および修理費用を証明できるもの、または修理不能であることを証明できる書類が必要ですので、必ず、製造業者、販売業者または修理業者による通信端末の状態チェックを受けて、修理店へ上記書類作成を依頼してください。（修理端末のIMEI記載必須）
【修理可能な場合お答えください】 8．修理しましたか？（修理により同等品と交換した場合も含まれます。また、携帯端末のメーカー等が実施する保証サービスを適用して同等品と交換した場合も修理可能な場合に含まれます。）	□はい □いいえ⇒保険金をお支払いできません。	修理可能にもかかわらず、修理しない場合や別途携帯端末を購入した場合は、保険金をお支払いできません。
【修理不能な場合お答えください】 9．携帯端末の内部基盤が修復不能な状態のため修理不能と判断された。別途携帯端末を購入しましたか？	□はい □いいえ⇒保険金をお支払いできません。	修理不能にもかかわらず、別途携帯端末を購入しない場合は、保険金をお支払いできません。

保険金の支払いに関する大切なご案内（その１）

請求書作成について

所定の「事故状況説明書兼保険金請求書」を正確に記載し、修理内容および修理費用を証明できるもの、または修理不能であることを証明できる書類を添付して、保険金請求を行ってください。指定口座へ保険金をお振込みいたします。

虚偽記載などの不正請求は詐欺罪に該当する可能性がありますので、事実に基づいて記載してください。記載内容の検証のため、修理業者へ連絡する場合があります。

保険金お支払い回数について

年間の補償上限回数は1回です。

直近の事故日をベースにして年間としておりますので不明な場合は1ページに記載されている＜保険金ご請求に関するお問い合わせ先＞へご確認ください。

修理可能の場合の保険金支払金額について

対象端末が修理可能な場合の保険金受取額は、被保険者が負担した修理費用となります。ただし、保険金額を限度とします。また、対象端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合は、保証サービス適用後の被保険者負担分となります。保険金額は100,000円です。

修理費用以外の費用（例、見積り取得に関する費用、送料など）は補償対象外です。

修理不能の場合の保険金支払金額について

対象端末が修理不能な場合の保険金受取額は、25,000円です。

別途購入した対象端末の代金ではありません。

保険金をお支払いしない場合

１．保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失。

２．被保険者と同居の親族の故意または携帯端末を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限る。

３．保険金を支払う場合の偶然な事由が保険期間外に発生した場合。

４．地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害の場合。

５．火災、爆発、放射能汚染に起因する損害の場合。

次ページへ続く

保険金の支払いに関する大切なご案内（その２）

保険金をお支払いしない場合（続き）

６．公的機関による差押え、没収等に起因する損害の場合。

７．戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害の場合。

８．携帯端末が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合。（携帯電話通信会社で販売した製品または日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く。

９．携帯端末を家族、知人、オークション、フリマサービス等を利用した第三者から購入、譲受した場合。

１０．購入から１年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合。（初期不良を含む。）

１１．携帯端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における回収の原因または修理の対象となる事由。

１２．すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、携帯端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。

１３．携帯端末を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。

１４．詐欺、横領によって生じた損害。

１５．自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害。

１６．日本国外で発生した事故による損害。

１７．携帯端末が故障または外装破損した場合において、被保険者が、携帯端末のメーカー等が発行する書類を、保険会社に提出しない場合。

１８．携帯端末が修理可能にもかかわらず、被保険者が携帯端末を修理しなかった場合。

１９．携帯端末が修理不能にもかかわらず、被保険者が別途携帯端末を購入しなかった場合。

２０．修理の際メーカーの修理不能リストに載っている携帯端末、または修復可能な状態にもかかわらず部品が無いことを理由に修理しなかった場合。

以上

レスキュー損害保険株式会社御中

事故状況説明書　兼　保険金請求書

下記項目をすべてご記入いただきますようお願いいたします。
当書類及び添付書類がレスキュー損害保険へ到着後審査を行います。審査完了後審査結果を通知いたします。

請求日	西暦　　年　　月　　日	加入プラン	新車限定オプションパック

被保険者情報

保険金の請求は、被保険者様のみ可能となります。必ずご本人が、ご記入いただきますようお願いいたします。

氏名	フリガナ				印 法人の場合のみ押印
性別	□ 男性 □ 女性	生年月日	西暦　　年　　月　　日	連絡先 携帯電話番号	-　　-
現住所	〒　　－ 都道府県　　区市郡				

万が一、不正請求が発覚した場合は、法的に然るべき措置を取らせていただきますので、あらかじめご承知ください。

重要確認事項

□	「故意による破損」、「サービス加入前の事故」ではありません。 （わざと壊した端末や、既に壊れていた端末ではありません。）
□	「架空請求」、「虚偽請求」ではありません。 （事実に基づかない請求や自分以外が所有または使用する端末ではありません。）
□	「事故内容および状況」に関して、間違いなく記入し、 検証・確認が入ることに同意します。

左記重要確認事項に相違ございません。

○左記レ点のチェック漏れと下記署名の記入漏れがあった場合、
保険金お支払いの対象外になりますのでご注意ください。

ご署名

事故端末情報

保険金を申請する対象機器の情報をご記入ください。　※交換修理前の機器（ご登録頂いている機器）の情報をご記入ください。

対象機器	□　スマートフォン □　携帯電話	メーカー名	

※対象機器の機種名・型名と識別番号ご記入ください。

機種名 または型名		スマートフォンはIMEI タブレットはシリアルNo.	

※交換修理によって対象機器本体が変わった場合はこちらに新しい機種名・型名と識別番号ご記入ください。

（新）機種名 または型名		スマートフォンはIMEI タブレットはシリアルNo.	

事故内容および状況

発生した事故について、ご記入ください。未記入・記入漏れは不備になり受付できませんのでご注意ください。

事故内容	□　故障 □　外装破損 □　画面割れ □　水没・水濡れ	事故状況	事故日	西暦　　年　　月　　日	事故発生場所
			壊れた理由、端末状態など出来るだけ詳しくご記入ください。		

請求内容について

実際に被保険者様が負担した金額をご記入ください。

修理内容	□修理可能 □修理不能 修理可能または修理不能の判別につきましては添付チェックシートをご確認ください。「添付1枚目」参照	保険金支払額について	修理不能時の保険金は、は25,000円です。通信端末の購入費用ではありません。一方、修理可能時の保険金は被保険者が負担した修理費用（100,000円が上限）です。
修理実費金額	円　（税込み）		

振込み口座情報

保険金をお支払いいたします、金融機関の口座情報をご記入ください。

口座名義人	フリガナ				
	□ 銀行 □ 信用金庫 □ 農協	□ 労働金庫 □ 信用組合			□ 本店 □ 支店 □ 出張所
預金種目	□ 1.普通（総合） □ 2.当座 □ 3.貯蓄	金融機関コード		支店コード	口座番号 ※右詰めでご記入ください。

会社使用欄

保険金支払額

R責任者	R担当者	P責任者	P担当者

【記入例】

レスキュー損害保険株式会社御中

事故状況説明書　兼　保険金請求書

下記項目をすべてご記入いただきますようお願いいたします。
当書類及び添付書類がレスキュー損害保険へ到着後審査を行います。審査完了後審査結果を通知いたします。

請求日	西暦 2023 年 12 月 21 日	加入プラン	新車限定オプションパック

被保険者情報

保険金の請求は、被保険者様のみ可能となります。必ずご本人が、ご記入いただきますようお願いいたします。

氏名	フリガナ ソンポ　タロウ 損保　太郎				印（法人の場合のみ押印）
性別	☑男性 ☐女性	生年月日	西暦 1999 年 5 月 1 日	連絡先携帯電話番号	070 - 1234 - 5678
現住所	〒 100 － 0004 東京 都府 道県　千代田 区市 郡　大手町２－１－１				

万が一、不正請求が発覚した場合は、法的に然るべき措置を取らせていただきますので、あらかじめご承知ください。

重要確認事項

- ☑「故意による破損」、「サービス加入前の事故」ではありません。
 （わざと壊した端末や、既に壊れていた端末ではありません。）
- ☑「架空請求」、「虚偽請求」ではありません。
 （事実に基づかない請求や自分以外が所有または使用する端末ではありません。）
- ☑「事故内容および状況」に関して、間違いなく記入し、
 検証・確認が入ることに同意します。

左記重要確認事項に相違ございません。

○左記レ点のチェック漏れと下記署名の記入漏れがあった場合、
保険金お支払いの対象外になりますのでご注意ください。

ご署名　損保　太郎

事故端末情報

保険金を申請する対象機器の情報をご記入ください。　※交換修理前の機器（ご登録頂いている機器）の情報をご記入ください。

対象機器	☑スマートフォン ☐携帯電話	メーカー名	Apple

※対象機器の機種名・型名と識別番号ご記入ください。

機種名または型名	iPhone11	スマートフォンはIMEI タブレットはシリアルNo.	12345678910112

※交換修理によって対象機器本体が変わった場合はこちらに新しい機種名・型名と識別番号ご記入ください。

（新）機種名または型名		スマートフォンはIMEI タブレットはシリアルNo.	

事故内容および状況

発生した事故について、ご記入ください。未記入・記入漏れは不備になり受付できませんのでご注意ください。

事故内容	☐故障 ☐外装破損 ☑画面割れ ☐水没・水濡れ	事故状況	事故日	西暦 2023 年 12 月 10 日	事故発生場所	駅の階段
			壊れた理由、端末状態など出来るだけ詳しくご記入ください。	駅の階段を下りる時カバンにしまおうとして、手が滑って落とし、画面のガラスが割れた。		

請求内容について

実際に被保険者様が負担した金額をご記入ください。

修理内容	☑修理可能 ☐修理不能　修理可能または修理不能の判別につきましては添付チェックシートをご確認ください。「添付1枚目」参照	保険金支払額について	修理不能時の保険金は、は25,000円です。通信端末の購入費用ではありません。一方、修理可能時の保険金は被保険者が負担した修理費用（100,000円が上限）です。
修理実費金額	22,000　円　（税込み）		

振込み口座情報

保険金をお支払いいたします、金融機関の口座情報をご記入ください。

口座名義人	フリガナ ソンポ　タロウ 損保　太郎		
ゆうちょ	☑銀行 ☐労働金庫 ☐信用金庫 ☐信用組合 ☐農協	ーー八	☐本店 ☑支店 ☐出張所

預金種目	金融機関コード	支店コード	口座番号（※右詰めでご記入ください。）
☑1.普通（総合） ☐2.当座 ☐3.貯蓄	9900	118	0078910

会社使用欄

保険金支払額

R責任者	R担当者	P責任者	P担当者